平成２９年（フ）第２５２号
愛知県一宮市桜２丁目７番８号　岡本荘２号、住民票上の住所愛知県一宮市桜２丁目７番８号　岡本荘１号
債務者　片岡留美子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４２５６号
大阪府八尾市南木の本３丁目45番地の１　グリーンコート201号
債務者　本多　信幸
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４３号
大阪府高槻市寿町１丁目４番20号
債務者　竹内香寿美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４４号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番４号　ダイヤモンドハイツ　403
債務者　大西　重子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４７号
大阪市此花区酉島３丁目７番４号
債務者　岸　ちず子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６１号
大阪市平野区平野東１丁目８番38号　新家文化103号
債務者　佐井　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６３号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６－205号
債務者　岩田　　智
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６４号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６－205号
債務者　岩田　智子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６６号
大阪府門真市古川町10番36号　大成ビル607号
債務者　山西　由美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６６号
福岡市東区香椎浜２丁目５番４－306号
債務者　天川　孝義
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４５号
福岡市南区警弥郷１丁目31番16－402号
債務者　松本　　優
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０８号
福岡市早良区有田４丁目２番９－302号
債務者　皆上　虎滝
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８号
北海道日高郡新ひだか町静内豊畑775番地の１
債務者　森崎　　隆
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
盛岡市月が丘１丁目27番11号、前住所宮城県黒川郡大和町宮床字五寺坊２番地の１
債務者　齋藤　　融
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５４号
盛岡市大館町20番26号　カトレアハイツ101号、旧住所盛岡市前九年３丁目９番２－102号
債務者　添田ミツエ
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０３号
岩手県北上市下江釣子11地割144番地２
債務者　伊藤　公子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７９号
福島県喜多方市松山町鳥見山字上堰下4774番地８　ひめさゆり荘、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字割田1711番地８
債務者　小椋　　貴
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係